新潟県報道資料

新潟県

令和８年 11 月 11 日
教育庁中越教育事務所

源泉徴収票が所在不明となっている事案が発生しました

中越教育事務所において、源泉徴収票を管内の市町村教育委員会へ送付したところ、送付先教育委員会での受領が確認できず、当該書類の所在が不明となっていることが判明しました。

なお、現時点で外部への流出は確認されていません。

１　判明日

令和８年 11 月 10 日（火）

２　事案概要

源泉徴収票を所管教育委員会へ郵送したところ、１校から源泉徴収票が到達していないとの連絡があった。

改めて事務所内を捜索するとともに、同時に送付した市町村教育委員会に確認したが発見できず、源泉徴収票の所在が不明になっていることが判明したもの。

３　紛失書類及び個人情報（1 名）

源泉徴収票：住所、氏名、生年月日、給与情報等

４　経過

10 月 29 日　市町村立学校の所管教育委員会へ源泉徴収票を郵送。

11 月６日　　１校から源泉徴収票が未着である旨、当事務所に連絡があったため、送付先の教育委員会も含めて再確認を依頼。

11 月 10 日　事務所内の捜索や送付先教育委員会及び 10 月 29 日に郵送した他市町村教育委員会宛て文書に紛れていないか確認したが、発見できなかった。

紛失した源泉徴収票の本人へ経過を説明するとともに謝罪。

５　対応

文書送付方法の見直しを検討するとともに、送付する際は複数人での確認を引き続き徹底してまいります。

本件についてのお問い合わせ先
中越教育事務所　次長　齋藤
電話：0258-38-2711